



ハートニュース

なら犯罪被害者支援センターは、犯罪や事故の被害に遭われた方やご家族等をサポートしています。

— CONTENTS —

理事長挨拶	2
センター役員等の紹介	2
警察本部特命参事官 挨拶	3
令和6年度中の相談・直接支援活動の概要	3
令和6年度犯罪被害者支援 なら県民のつどい 特別講演	4~10
生命のメッセージ展	10
犯罪被害者等支援表彰・同感謝状の贈呈	10
寄付者名簿	11
賛助会員（法人・団体）等	11
有山楓ちゃん事件に関するパネルの製作	12
賛助会員の募集等	12



2025 春
vol.39

相談電話

奈良 ゼロナヤミ TEL.0742-24-0783

中南和 ゼロナヤミ TEL.0744-23-0783

性被害専用 TEL.090-1075-6312

いずれも月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
10:00～16:00

全国共通
ナビダイヤル **0570-783-554**
毎日 8:00～21:00

全国共通
ナビダイヤル

ご挨拶

理事長 北條 正崇
弁護士 なら被害者支援ネットワーク代表



本年6月18日(水)に開催された定時総会及び理事会において、当センターの理事長に選出されました北條正崇です。私は、前理事長菊池武之祐様の後任として令和5年12月18日に理事長に選任され、2期目となります。今回の定時総会では、新任6名を含め19名の理事が選出され、前年度より4名の増員となり、体制が強化されました。これは、民間の被害者支援団体による犯罪被害者等支援活動の重要性が益々高まっており、その要請に応えるためです。

また、警察庁において立ち上げた「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」が、昨年6月に意見等を取りまとめた提言の中で、犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスを実現するため、各都道府県を中核とした「多機関ワンストップサービス」及び、各都道府県・各市町村における「機関内ワンストップサービス」双方の体制確立が求められ、具体的な仕組みも示されました。これにより、犯罪被害者等が求める支援や、必要と認められる支援に対応する機関・団体が連携して支援する多機関ワンストップサービス、市町村内の関係部署が連携して支援する機関内ワンストップサービスにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活が営むことができるまで、途切れない支援を受けられることになります。当センターといたしましても、このワンストップサービス体制の中心的な役割を果たしていきたいと考えておりますが、県や市町村でも犯罪被害者等のための総合相談窓口への専門職の配置等、相談体制の充実が図られることを期待いたします。

令和7年度(公社)なら犯罪被害者支援センター役員等(令和7年6月18日現在 敬称略・順不同)

役名	氏名	所属団体等
理事長	北條 正崇	弁護士 なら被害者支援ネットワーク代表
副理事長	石田 諭	(株)南都銀行頭取
	吉田 裕	(株)大和農園ホールディングス代表取締役会長
	山田 喜生	トヨタユナイテッド奈良(株)代表取締役副社長
専務理事	藤本 晃章	(株)たいよう共済奈良支店前支店長
理事	千原 雅代	臨床心理士 天理大学大学院教授
	川真田リエ	弁護士 奈良弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
	村井 浩	奈良県信用保証協会会長
	大久保純一郎	臨床心理士 帝塚山大学名誉教授
	村本 佳宜	奈良県農業協同組合経営管理委員会会長
	中村 正徳	大和信用金庫理事長
	赤崎 正佳	医学博士 産婦人科医 (医)赤崎クリニック理事長
	島本太香子	医学博士 奈良大学副学長
	北岡 篤	(株)北岡本店 代表取締役社長
	岡 努	(社福)奈良いのちの電話協会常務理事兼事務局長
	藪内 利一	三和運輸(株)顧問
	福井 学	支援センター前専務理事
	山野 勝彦	(株)たいよう共済奈良支店支店長
	東元 伸光	支援センター事務局長
監事	亀井 紀子	税理士 亀井会計事務所
	横田 敦子	(一社)奈良県経済俱楽部理事兼事務局長
相談役	西口 廣宗	元支援センター理事長 元(株)南都銀行頭取
	森本 俊一	元支援センター理事長 三和澱粉工業(株)代表取締役会長
顧問	椎橋 隆幸	(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長
	毛利 嘉晃	奈良県地域創造部長
	泉 俊輔	奈良県警察本部警務部長
	谷田 健次	奈良市市民部長
参与	内田 仁	奈良県地域創造部人権施策課長
	杉田 一真	奈良県警察本部特命参事官
	辻野 秀之	奈良県警察本部警務部広報相談課長
	宮本 勝文	奈良県警察本部警務部広報相談課次席 兼犯罪被害者支援室室長補佐

役員以外の正会員

有山 雄基	池田 勝紀	泉谷智恵子	上田トクエ	植野 康夫	大塙 順子	岡澤 伸彦	柏本 隆博
清岡恵美子	櫻井 笑子	高橋 康	坪井 真美	寺西 裕子	豊田 園子	中谷 博幸	西川ひろこ
西田 克巳	橋本 隆史	花内 益次	平岡 克忠	本田 文一	増井 嘉勝	松谷 博	松本真理子
三木 潤子	宮代トシ子	矢尾 敬子	柳谷 勝美	若原万紗子			(敬称略・五十音順)

ご挨拶

奈良県警察本部
特命参事官 杉田 一真



日頃は警察行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

また、犯罪被害者支援にご尽力されている皆様方に対しまして、この場をお借りして心より敬意と感謝を申し上げます。

犯罪被害者やそのご家族に対する支援は、被害直後の早い段階において、被害にあった方々のニーズに応じた援助を行うとともに、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れのない支援を実現することが重要であります。

警察では、犯罪や事故による直接的な被害のみならず、精神的被害や経済的負担の軽減を図るため、様々な支援に取り組んでいるところではあります。

しかしながら、犯罪被害者等が抱える問題は広範多岐にわたり、必ずしも警察だけの力では対応は不十分であり、その多様なニーズに対応しながら、それぞれの事情に即したきめ細かな支援を行うためには、被害者支援に係る関係機関・団体が緊密な連携を図り、幅広い支援活動を継続的に行う必要があります。

とりわけ犯罪被害者等早期援助団体として、奈良県公安委員会から指定を受けているなら犯罪被害者支援センターとの連携は、極めて重要であると考えております。

なら犯罪被害者支援センターは、平素より犯罪や事故などの被害に遭われた方やそのご家族の心情に寄り添いながら、相談活動や直接支援活動をはじめとした様々な活動にご尽力をいただいている団体であり、警察が日々犯罪被害者やそのご家族と接し捜査や犯罪防止活動を行う中でも、なら犯罪被害者支援センターとの連携の重要性を痛感しているところです。今後とも県警察となら犯罪被害者支援センターとの連携が、より一層緊密なものとなり、犯罪被害者等に対する支援がさらに充実したものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

犯罪被害者やそのご家族が一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができますよう、今後とも皆様方の御支援とご協力をお願い申し上げますとともに、なら犯罪被害者支援センターの益々のご活躍ご発展を祈念申し上げます。

■ 令和6年度中の相談・直接支援活動の概要 ■

▼相談・直接支援活動

電話相談	358件
メール相談	20件
面接相談	69件
専門相談	130件
直接支援	442件
合 計	1,019件

▼直接支援活動の内容・件数

警察・検察庁・裁判所等への付添等	108件
法律相談への付添等	122件
医療機関・カウンセリング等への付添等	21件
関係機関・職場等への付添等	123件
自宅訪問・日常生活支援	10件
その他	58件
合 計	442件

▼専門相談の内容・件数

法律相談	90件
カウンセリング	22件
医療機関受診	18件
合 計	130件

令和6年度犯罪被害者支援奈良県民つどい 特別講演

令和6年11月29日(金)、奈良公園バスターミナルレクチャーホールにおいて「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催し、少年犯罪被害当事者の会大久保巖様・ユカ様ご夫妻に「命を奪われたということ」と題して特別講演を行っていただきました。

講師のご紹介

大久保様ご夫妻の次男光貴(こうき)さんは、平成21年6月、光貴さんが交際されていた女性に好意を寄せた、当時高校3年生の加害少年から一方的に恨まれ、木製バットで頭を殴られて殺害されました。

加害少年は、平成23年2月、大阪地方裁判所堺支部で当時の少年法上有期刑で最も重い懲役5年以上10年以下の不定期刑を言い渡されました。裁判長はこの量刑について「十分とは言えない。適切な法改正を望む」と異例の言及をされました。

なお、平成26年4月の少年法改正で、不定期刑の上限が10年以上15年以下に引き上げられました。

以下は、特別講演の内容ですが、紙面の都合上、一部省略させていただいております。

(父:大久保巖様)

こんにちは。大阪の河内長野から参りました大久保巖と妻のユカです。本日はよろしくお願ひします。

本日は、少年犯罪被害者遺族として発言の機会をいただき深く感謝しています。私たちが所属する「少年犯罪被害当事者の会」は、少年によって最愛の子どもを殺された家族の会です。1997年に会ができるから、子どもを殺された遺族が中心になって、一切の政治や宗教などにとらわれることなく、少年犯罪被害者の現状を話しつつ、少年法の問題など、理不尽な体験を各方面に話してきました。これまでに犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等への支援体制が整えられつつあります。最近では、地方自治体に犯罪被害者等のための相談窓口や支援条例が作られる動きも広がってきています。それでも私たちの置かれている現状は、まだまだ苦しみや悩みが続いています。

それではお話を聞いていきます。私たち犯罪被害者の話を聞いていただける場所がまだ少ないのが現状です。どうしても重い話になってしまいますが、伝えなければわかりませんし、理解もしてもらえない。当たり前と思っていたことが、現実にはそうではなかったことがあります。私たち家族に起こったことを伝えられたらと思います。

(母:大久保ユカ様)

事件は、ある日突然訪れました。当時、息子の光貴は15歳でした。2009年6月11日午後7時ごろ、加害者少年(17歳)から言葉巧みに誘い出され、犯行現場まで加害者の自転車で2人乗りして出掛けました。加害者は、心



理テストをしようと光貴に目を閉じさせて背後にまわり、用意していた木槌とバットで撲殺しました。中学校時代から光貴と交際中の少女に一方的な好意を抱いた加害者からのあまりにも冷酷で、しかも残虐で執拗、考え抜いた計画的犯行でした。今も脳裏に焼き付いて離れないのは、警察署で見せられた発見当初の目を疑うような状態の光貴の写真で、私たちが知っている息子の姿とはほど遠いものでした。事件前、私達はとても仲の良い4人家族でした。次男の光貴は、明朗活潑でやんちゃもありますが、とても友達思いで強い意志を持った青年に成長していました。私たちの自慢の息子でした。何より子どもらしい子どもで、私は大好きでした。当時、光貴は自分の胸に持ち続けていた俳優になる夢に向かってアルバイトで稼いだお金で、学校の休校日にはレッスンにも通い、輝いていました。また、病気で入院していた光貴の親友が半年ぶり、6月に退院することができると心から喜び、今か今かと再会できる日を待ちにしていたのです。そんな光貴が、変わり果てた姿で私たちのもとにやっと帰ってきたのは、翌日の夕方でした。「どうしてこんなことに」と何度も光貴をさすりながら話しかけました。その時で

す。左目から一筋の赤い涙が流れました。無言のはずの光貴が、たった一度だけ私に訴えました。その涙は、悔しい、悔しい、想像を絶する苦痛。最後まで諦めないで頑張ろうとしたけど無理やった。ごめんな。俺があいつに騙されたのがアホやった。彼女との未来を大切に思い、彼女から相談され困っているとわかり、自分で解決しようと思っただけなのにと、私に訴えるようでした。私は胸が張り裂けそうになりながら、その涙をぬぐってやりました。一生この赤い涙を私は忘れません。毎年誕生日は、無事に健康で迎えることができたことに感謝し、来年も普通に誕生日を迎えるつもりでしたが、光貴の16歳の誕生日を祝うことは永遠にできなくなりました。

加害者によるあまりにも身勝手な犯行により、私たちが年月を重ね作り上げてきたものすべてを突然奪われ、ズタズタに破壊されたのです。悲しみにくれる中、光貴が大切にしてきた友達、その家族が大勢来てくれました。私たち家族の知らない光貴の姿をたくさん教えてくれました。

事件後、私たち家族の生活は一変しました。事件直後は、絶望感で無口になり、何もできない状態になりました。昼夜もわからず、食欲もなく、食事を作ることもできませんでした。仕方なく外食するために出向いた時、店員の「3人様ですか」との普通の問いかけに思わず、「そうじやない4人です」と言いたくて泣きそうになりました。呆然とした日々が過ぎ、気がつけば10日ほど経っていました。もう一人の大切な息子、長男のために生きていかなければならなかったのか、主人が、仕事や学校に行こうと言い出しました。当時、長男は18歳で、短大に在籍中でした。長男が「学校で自分は笑ってもいいのか」と尋ねてきました。私たち自身も同じ思いました。ただ、その時わかったことは、光貴のことは死ぬまで忘れられないということでした。光貴を奪われたことは、言葉や表情では表せない心の奥底に鉛のように食い込むものでした。表面的なごまかしで片付く問題ではないと分かりました。だから長男には、「学校では笑ってもいい。友達とも遊んでもいいのよ」と言いました。長男も再スタートさせようと思ったものの意欲が出ず、短大を辞めようとも思っていました。実習研修などもあり、その現場で、高齢の方から兄弟のことを聞かれるたびに心が傷つき、精一杯の笑顔で答えることは生き地獄のような日々でした。弟を助けることができなかったことがすごく悔しくて、悲しい。弟とのいろいろな約束事を果たせないままになってしまった。今まで当たり前だった日常的な言葉も交わせない。些細な喧嘩すらもできない。長男は突然

一人になってしまったのです。私たちも職場復帰しましたが、以前とは自分の状況が違っていました。社会に復帰するということは、想像を超えるほどの戦いであり、何より心を強くしなければいけませんでした。職場に着くまでに気がつけば泣いていたり、通学している学生を見れば泣いていたり。自分で感情のコントロールができなくなっていました。食事を摂ろうとしても味がなく、無理に食べても苦いだけでした。夜もなかなか眠れない日々が続きました。事件の前までは毎年、夏は海へキャンプ、そして数年、冬はスキーにと家族4人で出かけていましたが、その気持ちも失っていました。外出を避けるようになり、仕方なく行く買い物も、自宅から歩いて2分のスーパーに行くことができなくなりました。そのスーパーには息子たちの、まだ幼い頃からの思い出がたくさんあり、それに関わる人々がたくさんいました。いまだにそこに出向くことは辛くて、わざわざ遠くのスーパーへ行っています。私たち家族の中にはとても大きな穴が空いてしまい、笑い声がなくなりました。突然泣き出したり、家にこもりがちなのが当たり前だと思うようになりました。仕事をしている自分が異常だとさえ思いました。精一杯無理をして作っている仮面がいつ剥がれるのか自分でも分かりません。何をどれほど我慢しても、どれだけ頑張ってもあの子は帰って来ない。帰ってくることができない。会いたくて、会いたくて。声が聞きたくて、抱きしめたくても叶わない。そして、無情にも年月は過ぎ、生きていれば迎えたであろう高校の卒業式や、成人式にも参加しました。息子はたくさんの友人と歓喜し、共に生きることの好きな子でしたから、あの子の魂もそこにあると思いました。ただ、息子に寄り添いたかったのです。後に襲ってくる受け止められないほどの大きな悲しみも想像はできていました。どうしようもない心境の中で、私は時々、光貴の愛用していた香りに助けを求め、あの子をそばに感じようと自分を必死でごまかしています。この悲しみは日ごとに増していくても、現実、表面には日ごとに表せなくなり、計り知れない苦しみに変わっていくのです。今かけがえのない息子を奪われ、気がつくと15年の月日が流れていることに違和感を覚えます。そのような中、これから先も、息子が見せた赤い涙を心に刻み、私たちを見守ってくれている息子に支えられながら前を向いて生きていきます。光貴が15年間生きた証を灯し続けるために。

（父：大久保巖様）

事件後は、加害少年への憎しみが強すぎて、毎

日どうやって仇を取つたらいいのかを考えていました。寝ていても、夢は事件のことばかりで、怒り狂って大声を出したり、泣き叫んで飛び起きたりを繰り返していました。どうしたらいいのか。何をすべきなのか。何ができるのか。寝ても覚めてもぐるぐると考えがまとまりませんでした。数ヶ月間は仇を取ることを常に考えていました。加害者少年の命。その両親の命。同じ目に合わせれば、私たちは納得できるのか。しかし、どうやっても息子が殺されたことを打ち消せるものはありませんでした。私たちにとって息子の命はもっと重く、加害少年がもし死刑になったとしても納得はできないということが数ヶ月かけてやっと分かりました。それから、検察官からの事情聴取があり、被害者参加制度の説明がありました。それは2008年12月1日に施行された制度らしく、それまで被害者は、裁判に参加できなかったのだと後で知りました。その中で何か息子のためにできることはないかと考えました。まず、家庭裁判所での少年審判に参加することにしました。なかなか受け入れられない現実や、わからぬことばかりで不安が募り、知り合いの弁護士さんに同行してもらうことにしました。家庭裁判所では思わぬことの連続でした。私たち夫婦と、弁護士さんで出向いたのですが、まず3人とも金属探知機で全身を検査され、狭い部屋に通されました。私たちが何かしたのかと思いました。意見陳述する機会と、少年審判を傍聴できるとのことでした。また、家庭裁判所から、この施設は加害少年のためのものであるということを告げられました。未来がある少年なので、生活環境や育成状況を分析し、心理状態も心配しながら、加害少年の更生のことを中心に考えて、情状できる材料を探していました。被害者である私たち息子の言動や行動に問題があったかのごとく質問を投げかけられました。言葉は丁寧ですが、被害者遺族の気持ちを逆なでするような酷い場所でした。被害者遺族の場所はないところだったのです。意見陳述は、私たちから加害者本人にするのか、裁判官にするのかを問われました。私たちは、加害者の考え方や行動を理解することも許すこともできないと考えていたので、少年の処遇を判断するであろう裁判官への意見陳述を選びました。何が起こっていたのかわからぬ上での意見陳述だったので、遺族としての心情、子供をとても大事にしていたことなどを話しました。少年審判の傍聴にも参加しました。一番最後に入廷し、部屋の隅のテーブル奥に押し込められ、さらに職員に囲まれての傍聴となりました。少年審判では、国選弁護人3人が

加害少年を弁護し、加害者の両親が意見し、加害者本人も意見を述べました。加害者本人は、被害者である私たちの息子の言動や行動が悪かったのが原因であるなどの自分の考えに基づいた、自分勝手な意見を述べました。国選弁護人3人は、当然加害者を弁護し、加害者の両親は当然情状酌量を訴えていました。加害者の両親は、「こんな一度の過ちで人生を棒に振ってほしくない」などと、平然と意見を述べました。私たちは叫び出しました。万引きや器物破損程度の認識なのかと思いました。しかし、言葉を発することは許されません。この加害者側の一方的な意見や国選弁護人の弁護のみで他の意見が入ることが許されない、閉鎖的な空間で行われたのが少年審判でした。私たちの場合は、検察官送致の『逆送』となったのですが、もし、逆送にならなかつた場合は、被害者遺族は民事裁判に訴えるしか方法がなく、被害者遺族にとっては、大切な家族を失った上に事実を知ることもできずに地獄へ突き落とされたような心境に追いられます。家庭裁判所の判決がわかるまでは、私たちは恐怖を感じていました。行政にも見捨てられ、息子を殺された状況も知らされることになったらとすると、怖くてたまりませんでした。「少年犯罪被害当事者の会」の中でも、加害少年が逆送にならなかつた方が多数おられます。事件の事実認定は、少年の更生においても極めて重要な部分であり、事実を認識してこそ初めて更生の一歩が踏み出せるはずです。少年審判の場面では、被害者や被害者遺族のため、加害者の更生のためにも第三者の目が必要です。少年審判が終わり、後日、加害少年の事情聴取の内容を弁護士さんを通じて知ることができました。そこには、目を疑うようなことが書かれていました。涙が流れ出して、なかなか読むことができませんでした。息子の命が突き落とされる最後の状況が克明に書かれていました。息子は、最初に騙し討ちで致命傷を負い、瀕死の中で起き上がり、無抵抗の状態でさらに木槌やバットで頭や顔を集中して多数回殴打され、撲殺される残酷なものでした。この内容を事前に知ることができれば、家庭裁判所での意見陳述は、もっと別なものになっていたはずです。事実を知られていない状況での意見陳述は、本当の意見とは言えません。しかし、少年審判はそんな中で行われました。

(母:大久保ユカ様)

私たちは、被害者参加制度により刑事裁判に参加することにしました。刑事裁判は、大阪での少年事件として

は初めての裁判員裁判となりました。裁判員裁判では、被害者参加と被告人質問、意見陳述をすることができました。裁判が行われる前に争点を絞り込むため、公判前整理手続きに1年以上の時間がかかりました。公判前整理手続きを繰り返している中で、いくつか驚いたことがありました。まず、司法の場においての被告人、加害少年への配慮などは最優先で考えられるのですが、被害者遺族の人権はあまり重点を置かれていません。被告人のための裁判ということは検察庁から聞きましたが、被害者の命が、人生が台無しにされたことによる配慮はなく、感覚の違いに驚きました。その考え方は随所に現れていました。被害者遺族の意見陳述の時間を裁判所からは当初5分間と言われ、即、裁判所に抗議に行くと言つたのですが、弁護士が話をするとのことでしたのでお願いしましたが、自己紹介程度の感覚なのでしょうか。全く他人ごとのような感覚でした。被害者や遺族に対しての敬意はありませんでした。司法にとって他人ごとには違いないのですが、軽犯罪ならまだしも、殺人事件においてはいかがなものかと思いました。他にも被害者遺族が参加できる機会が限られていて、被害者遺族の希望、要望はあまり反映されません。公判前整理手続きでは1年以上の期間をかけて争点を絞り込み、私たちは毎月のように検察庁に出向いて、担当の検察官と事件の証拠や状況を確認しながら、加害者の動機や行動を解明できるように質問や方法を打ち合わせていきました。そして、私たちは毎回、裁判での検察官の求刑についてお願いをしてきました。被害者側からの求刑は、勿論最大限重いものを要求するつもりなので、足並みを揃えてほしい。求刑はあくまで求刑であって判決ではないので最大限重いものにしてほしいと嘆願してきました。しかし、その返事はなかなかいただけませんでした。返事をもらえたのは裁判中の検察側求刑の直前でした。別室の打ち合せ室で、求刑は5年以上10年以下の不定期刑にすると言われました。目の前が真っ暗になり呆然となりました。私たち被害者遺族の気持ちが遮断されたような、絶望的な気持ちになりました。しかし、1年以上を共に公判前整理手続きをしてきた担当検察官も涙を流していました。「私たちの力が足りなかった」と言ってくれました。これは検察庁の意向だと分かりました。今回、検察庁は、過去の判例や状況に照らし合わせて、死亡した被害者は一人だったので無難な求刑を選択したのです。裁判で判決が決まる前に、検察庁の体裁を優先したのだと思いました。被害者参加制度はありましたか、その名の通り、参

加であって被害者側の意見はなかなか聞いてもらえませんでした。裁判中、事件の状況説明の場面では、裁判員の方々があまりの犯行の惨さに涙を流されていました。私たちは意見陳述で、被害者遺族の心情を涙ながらに訴えました。せめて裁判員裁判であることの意味を見出そうと、今までとは違う血の通った裁判を望みました。その判決で5年以上10年以下の不定期刑となりましたが、裁判長から、今までに例を見ない苦言をいただきました。

『5年で刑執行終了となる可能性がある点でも、また10年を超えては服役させられない点でも、本件犯行の凶悪性、結果の重大性に照らせば、とても十分なものとは言えない。当裁判所自身十分でないと考える刑期を定めざるを得なかったのは、少年法が狭い範囲の不定期刑しか認めていないためである』というものです。また、

『少年の処遇に関してまで踏み込んだ10年という懲役刑でも本来十分ではないと考えるものである。刑執行終了処分は慎重にされるべきである』との意見も付けられました。しかし、結果は検察の求刑通りの判決となり、控訴することもできませんでした。私たち遺族としてはありえない話ですが、もし死刑となっても納得できないと思っていたので、そもそも不定期刑は納得のできるはずもありません。絶望しかありません。唯一救われたのは、裁判長の人間の部分。現行少年法の枠を超えた画期的なものと感じました。少年法自体が戦後に制定されたもので、現在の凶悪な事件は想定していません。単に厳罰化というのではなく、犯行の内容に沿った刑期の選択肢を広げるために適正化が必要、かつ重要であると思いました。その判決の付言を機に少年法改正が動き出しました。法務省の法制審議会や、参議院法務委員会にて意見を述べる機会もありました。そして、関係者皆様の精力的な力でようやく平成26年4月に少年法改正案が成立しました。

(父:大久保巖様)

それから私たちは、通知制度をお願いすることにしました。それは加害少年の処遇や状況が半年に1回、検察庁から書面で知らせてくれる制度です。加害少年の刑務所での作業や処遇、指導、懲罰などの状況を通知してくれます。改善指導とか、通知表のように指導段階の区分が記載されています。改善指導はいくつかの種類がありますが、どんなことをどのようにしているのか、実際の内容までは分かりません。指導段階の区分については何

となく分かりますが、何年も収容されている加害少年の状態がそれで普通なのか。そもそも刑務所での普通もわかりません。裁判の判決で決まった不定期刑の短期と長期の日付も記載されていて、刑の執行終了や仮釈放が認められる場合があるとのことも毎回書かれています。私は加害少年に対する刑の執行終了や、仮釈放を誰が判断するのかを知りませんでした。しかし、それは、裁判の判決の付言に盛り込まれていました。『仮釈放や5年経過後の刑執行終了処分は、地方更生保護委員会が判断する事項であるものの、当裁判所としては、10年という懲役刑でも本来十分ではないと考えるものであり、上記各処分を行うのは慎重にされるべきであると希望するものである』と付言にありました。それは地方更生保護委員会という、初めて聞くところでした。そこで、仮釈放だとかが審理される場合に、被害者遺族の意見を聞く機会が制度としてあると聞きました。私たちはその地方更生保護委員会の方々が、もし、書面上の判断で軽々しく考えたり、ほぼ決まったような段階になってから、被害者遺族が意見を述べても、それでは遅いのではないかと感じました。しかし、その他には被害者遺族の意見を聞いてもらえる機会は、制度としてはないことも分かりました。そもそも死刑になっても納得できない上での不定期刑だったので、裁判員裁判を経て裁判所が付けてくれた付言の意味、その時の法律の限界を超えたものを地方更生保護委員会の方々に伝えなければと思いました。2022年6月の刑法等の一部を改正する法律等の成立に伴う関係法令の改正により、2023年12月から被害者等の心情等の聴取・伝達制度が開始されています。今から10年ほど前には、そのような制度はありませんでした。ですから、当時私たちは、関係各所に相談してみました。するとその当時、被害者の心情聴取などの制度はありませんでしたが、話することを禁止したり、制限するものは逆にないとの見解に落ち着きました。それから、保護観察所の被害者担当の部署に相談を持ちかけました。地方更生保護委員会の方と保護観察所の被害者担当の方に同席してもらい、話を聞いてほしいと相談しました。私たちはどうしたら話を聞いてもらえるか考えました。制度としてはないので、各行政機関が断ることもできます。私たち被害者遺族の話となると重い話になるので、相手も構えてしまいます。もしかしたら犯罪被害者遺族が暴れたり、怒鳴ったり、何かを要求してきたりとかの状況を考えて、私たちの話を聞いてもらえない可能性が高いのではないかと思いました。ですから、私

たちは暴れたり、怒鳴ったりしません。約束も返事も要求しません。ただ話を聞いてほしいと伝えました。それから時間はかかりましたが、何とか話を聞いてもらえることになりました。当日私たちは、夫婦二人で向かいました。先方も初めてのことでしたので、私たちが何を言い出すのか神妙な面持ちの様子でした。私たちは恨みつらみを重ねた話をしても気持ちがわかってもらえないと思い、子どもや家族の写真を数百枚持って行きました。まず、どんな子どもだったかを伝えました。私たち家族の楽しかったこと。子どもの好きだったこと。私たちの子どもへの思いを伝え、そして事件のこと。私たちの置かれた状況を伝えました。気がつくと、地方更生保護委員会の統括官の方が泣いていました。聞くと、同じ年頃の子どもを持つ親でした。私たちの考え、思いが伝わったようを感じました。同じ人間で同じような普通の親でした。それから私たちは、刑務所職員の方にも話を聞いてもらうために相談を持ちかけました。何とか話を聞いてもらえることになりました。加害少年と直接接することがある方にも被害者遺族の思いを聞いてもらいたかったのと、改善指導や区分などわからないことも聞きたかったからです。そして、最初に刑務所で話ができるのが、今は閉鎖中の奈良少年刑務所です。ですから、ここには何回か通っていました。刑務所職員の方も、最初は何を言われるのか緊張していたようでしたが、次第に気持ちが緩んで私たちの思いが伝わっていくのが分かりました。しかし、今まで具体的な被害者遺族の話を直接聞く機会がなく、一般的な被害者や遺族の意見を聞くぐらいのようでした。被害者遺族の思いは、すべて同じではないことも伝えました。謝罪や手紙、線香をあげてほしいと思う被害者もあれば、全く逆に思う方もあります。加害者は、反省の深い方ばかりではなく、自分の主張を変えない方もあったり、粗暴で不良のままの方もあります。将来、加害者が釈放されることを考えると、怖くてたまらないという被害者遺族の方もいます。私たちも、加害者には謝罪に来てほしくありません。顔も見たくないし、言い訳も聞きたくありません。そもそも考え方理解できないし、サラサラ許す気持ちは全くありません。私たちの裁判でも加害少年は、最後まで殺人の動機を素直に説明することではなく、難解な言葉を使い、心情をはぐらかすような人間でした。刑務所職員の方に「貴重な話を聞けた」と言ってもらいました。更生に対しての方法がまだまだ足りないことも伝えられました。これからも修正や改正などを経て取り組んでほしい問題がたくさんあります。被

害者遺族は、民事裁判を経て賠償金が認められてもそれが支払われるわけではなく、その判決に保証もありません。金額が提示されると、被害者は賠償金を受け取っているように勘違いされます。加害者からの支払いがなければ賠償金は0円です。それが現実です。私たちの会の方でも支払いをしてもらはず困り果てて、加害者のところへ請求に行くと、まるで悪人のように言われて傷つき、どうしたらいいのかわからない状況に陥っている方もあります。しかし、請求を放置すると時効となり権利を奪われます。時効を阻止するために被害者遺族は、数百万円をかけてまた裁判をしなければなりません。家族を奪われて賠償金も支払われず、更なる精神的苦痛と金銭的な負担を強いられます。被害者遺族は人生をかけて戦わなければなりません。しかし、私たちはそんなに強くありません。子どもを殺されたという人生になり、希望や喜びを削がれ、生きていくことも厳しいです。その心情を聞いてくれるところ、受け皿になり被害者遺族を助けてくれるところもありません。そういう現実を少しでも変えようと、兵庫県明石市では、役所が一部の賠償金を立て替えて被害者遺族に支払い、被害者に代わり役所が加害者に請求する制度がスタートしています。私たちにとっての賠償金とは、子どもの命を奪われた代償でもあり、少年法により罪を減免された加害少年の罰だと思っています。加害少年が自分の力で仕事をして給料をもらい、その中から少しずつでも返済して、人生をかけて反省と謝罪をしていくことが更生ではないかと思います。しかし、被害者遺族の多くは賠償金を受け取れていません。被害者遺族に代わり請求する制度が必要です。

その他被害者は、加害者が派出所してからも不安があります。私たち少年犯罪被害当事者の会の被害者遺族の場合ですが、加害者が粗暴な資質の持ち主で、裁判中でも暴れて退廷させられていました。賠償金も支払われていないのですが、時効停止の裁判も行わない選択をせざるを得ないと考えている方もおられます。賠償金を請求することにより、逆恨みやその他の危険から家族を守るためにだと言っていました。別の方では、派出所した加害者が自分の思いを遂げるために突然謝罪に来たようです。加害者が自分的一方的な思いを実行したようですが、被害者によっては謝罪を望む方もあるれば顔も見たくないと考える方もあり、どちらにしても相手の都合を考えない行動は、理解し難いと思います。最近では、加害者が手記を出版するなど、被害者遺族がさらに二重三重の精神

的苦痛を強いられています。2022年4月1日から成人年齢が引き下げされました。選挙に参加し、投票できるようになりました。18歳になればれっきとした大人ということです。もとより見た目や情報量など、一部の大人より長けている方も多いような現実を感じるのは私だけでしょうか。しかし、少年法による解釈だけが異質になっています。発達段階であり、未成熟なので少年は変わるとの見解のようです。私が思うところは、少年法自体の運営に無理があり、全てを一括りにして考えているので問題があるのではと思います。そもそも小学校高学年になればある程度の分別がついていて、他人に怪我をさせたり、ましてや命を奪うことは普通に良いことではないと理解していると思います。18歳になり、良いこと悪いことの判断がつかないことはないと思います。敢えて行っていると考えるのが妥当だと思われます。私は、犯罪被害者遺族という立場になりましたが、子どもを持つ親でもあります。少年犯罪を何もかも厳しくとは思っていません。更生教育のさらなる充実により変われる少年も多いと思います。しかし、他人の人生を変えるような重大犯罪を考えてみてください。殺人や強姦など、証拠隠滅まで考えて犯行を行う少年を未成熟で発達段階にあるとは思えません。逆に少年法を悪用している加害者が現実に存在します。他人に対し非道になれることを自慢できる人間が存在します。「こいつ死ねばいいのに」と思うこともあると思いますが、普通はそれを実行しません。しかし、周りのことを考えずに実行できる人間がいます。私は、自分自身について考えたことがあります。物心ついてからの自分自身が大人になって大きく変わったところがあるのかどうか。物事や情報量は増えたが、自分自身の根本が変わっていないのではないか。子どもの頃も私であり、今の自分と根本が変わっていないのではないか。皆さんも、子どもの頃からあなたであり、今もあなたであるはずです。子どもの頃に何か悪いことをした時、その原因を考えて反省したり、違う方法で改善したりと皆さんが経験していると思いますが、更生教育ではその原点が軽視されているように思います。出発点が明確になっていない中での更生が主流となっているようです。更生とは、その人間の根本を変える必要があり、大変難しいことだと思います。犯罪の内容により少年法の適用を考えると問題が少なくなると感じています。あくまで罪は罪であり、更生は更生として充実させていくべきで、少年法の適用引き下げを早々にすべきだと思っています。

事件後の加害者は手厚く保護されますが、被害者遺族は放置されている現状です。被害者遺族にも加害者と同じような制度と支援が必要だと思っています。当たり前に被害者遺族にも国からの対応や支援があると思っていましたが、そうではありませんでした。殺された被害者は、存在自体がなくなっているので支援の対象になりません。被害者遺族のほとんどの方は、突然事件に遭い、ショックで声を上げることができないのも普通だと思いますが、意見が少ないので見過ごされていた現実があります。まだまだ被害者支援や制度などがあまりにも少ないことが問題だと思っています。これからも皆様

のご支援、ご理解、ご協力を願いしていきたいと思います。

本日はお話をいただき、本当にありがとうございました。



生命のメッセージ展

開催内容

日 時：令和6年11月29日(金)
 場 所：奈良公園バスターミナル2階 情報広場
 状 況：犯罪被害者支援奈良県民つどいと同時開催し、
 犯罪や交通事故等で生命を奪われたメッセージジャー
 30人が、来場者400名に生命の大切さを訴えました。



犯罪被害者等支援表彰・同感謝状の贈呈

「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」において、次の個人・団体の方々に表彰状と感謝状を贈らせていただきました。

犯罪被害者等支援表彰

弁護士の立場から多くの犯罪被害者等の方々を支援いただいている「川真田 リ工様」に、当支援センター理事長と奈良県警察本部長の連名表彰を授与させていただきました。



感謝状受賞者一覧

平素、当支援センターの運営に多大なご協力いただいている次の個人、団体の方々に、当支援センター理事長が感謝状を贈呈させていただきました。

【個人】

西和警察署 警部補 岡田新吾様

【団体】

(株)大和農園ホールディングス様	山本商事グループ様
トヨタユナイテッド奈良(株)様	(株)南都銀行様
ダイドードリンコ(株)様	大和信用金庫様
三和澱粉工業(株)様	(株)鍛冶田工務店様

ご協力ありがとうございます

敬称略・順不同

賛助会員（法人・団体）

あ行	五條地方明るいまちづくり対策協議会 (株)ゴセケン 御所興産(株) (株)駒井製作所 小山(株)	東洋精密工業(株) トヨタL&F奈良(株) トヨタユナイテッド奈良(株) (株)トヨタレンタリース奈良	(社医)松本快生会 西奈良中央病院 (株)ニシベケミカル (株)ノア技術コンサルタント		
い行	アスカ美装(株) 株式会社アスモ (社福)郁慈会 生駒交通(株) 生駒商工会議所 (株)いせや 岩本洋二税理士事務所 ウラベ商事(株) 梅乃宿酒造株式会社 エディオン王寺駅前店 (株)NKKセキュリティ 尾浦自動車(株) 大神神社 (医)慈生会 岡村産婦人科	さ行 阪口工業(株) 酒本産業株式会社 佐藤物産(株) 佐藤薬品工業(株) 三和運輸(株) 三和住宅(株) 三和商事(株) 三和澱粉工業(株) GMB(株) (株)シードコンサルタント (株)JITSUGYO 有限会社スギムラ不動産 (株)セイコー社 (学)聖心学園 (一社)生命保険協会 奈良県協会 全国共済農業協同組合連合会奈良県本部 損害保険ジャパン(株)	な行 (株)中井メリヤス (株)中尾組 (株)ナカガワ 奈交サービス(株) 奈交自動車整備(株) 奈良豊澤酒造(株) 奈良近鉄タクシー(株) (一社)奈良県医師会 奈良県花き植木農業協同組合 (公社)奈良県看護協会 (一社)奈良県銀行協会 (一社)奈良県経済俱楽部 奈良県警友会連合会 奈良県建築労働組合 (一財)奈良県交通安全協会 奈良県産婦人科医会 奈良県自動車整備工業協同組合 奈良県自動車販売店協会 奈良県信用金庫協会 奈良県信用保証協会 奈良県中小企業団体中央会 (公社)奈良県トラック協会 奈良県農業協同組合中央会 奈良県農業協同組合 奈良県遊技業協同組合 奈良県臨床心理士会 奈良交通(株) (有)奈良コンタクトレンズセンター		
か行	(株)柿の葉すし本舗 たなか (株)鍛治田工務店 香芝市商工会 橿原オーハークホテル 橿原商工会議所 橿原神宮 春日大社 (株)春日ホテル 葛城市長尾自治会 葛城木材産業(株) (株)金子産業 かねまつ建設(株) 上武建設(株) 河村織維(株) 一般財団法人関西生前整理協会 (宗)元興寺 株式会社北岡本店 共立薬品工業(株) 株式会社きらく 近鉄グループホールディングス(株) 近鉄ケーブルネットワーク(株) 株式会社ブルメNET (社医)大和清寿会(医)健和会 (株)コアズ 奈良支社 株式会社公益社 広陵町商工会 広陵化学工業株式会社	た行 (株)大紀 大協(株) 大光宣伝(株) 大興ホールディングス(株) ダイドードリンコ(株) ダイヤ製薬(株) (株)たいよう共済 奈良支店 大和ガス(株) 高市製薬(株) 株式会社タカキタ (株)高木包装 田村薬品工業(株) 竹茗堂左文 中央総合警備(株) 千代酒造(株) つけもと(株) (有)つる由 テクノパーク・なら工業団地運営協議会 学校法人帝塚山学園 (株)寺田ポンプ製作所 (宗)天理教 東京海上日動火災保険(株)	ま行 (株)大和高田商工議所 大和高田ロータリークラブ (株)大和農園ホールディングス 山本商事(株) (株)有宏社 米山台ゴルフクラブ ら・わ行 (株)リフレ館 リーベル王寺東館商店会 (有)ワールドセキュリティーサービス 和興産業(株)		
い行	福和商事株式会社 大和信用金庫 株式会社大和農園ホールディングス 匿名希望 6団体	(個)人 赤崎 正佳 大久保純一郎 亀井 紀子 清岡恵美子	近藤 孝夫 櫻井 笑子 高橋 康 千原 雅代	寺西 裕子 永吉 正昭 平岡 克忠 福井 学	藤本 晃章 北條 正崇 松谷 幸和 山田 喜生

ご寄附

(法 人)

生駒警察署
香芝・広陵地区警察官友の会
トヨタユナイテッド奈良(株)

(個 人)

福和商事株式会社
大和信用金庫
株式会社大和農園ホールディングス
匿名希望 6団体

(個 人)

赤崎 正佳
大久保純一郎
亀井 紀子
清岡恵美子

近藤 孝夫
櫻井 笑子
高橋 康
千原 雅代

寺西 裕子
永吉 正昭
平岡 克忠
福井 学

藤本 晃章
北條 正崇
松谷 幸和
山田 喜生

お願い

名簿に記載漏れ、誤字、脱字等の不備がございましたらご容赦ください。その節は、恐れ入りますが事務局までご連絡をお願いします。

第19期「被害者等支援ボランティア」募集

支援センターでは、犯罪や事故の被害に遭われた被害者やそのご家族を支援するボランティアを募集します。

募集期間 令和7年6月2日(月)～8月1日(金)

応募資格 奈良県内にお住まいの20歳以上
70歳未満の方

※応募者には、養成講座(9月～10月の間で9日間)を受講いただきます。

[問合せ先]

(公社)なら犯罪被害者支援センター事務局
TEL 0742-26-6935 (月～金 10:00～16:00)

ご協力ありがとうございます。

次の企業・団体や個人様からご寄付をいただきました。また、多くの皆様にホンデリングにご参加いただきました。心よりお礼申し上げます。

いただいたご寄付等は、犯罪被害者支援活動のため、有効に使わせていただきます。



大和信用金庫 様



生駒警察署 様

賛助会員・寄付等のお願い

(公社)なら犯罪被害者支援センターの活動は、賛助会員の会費とご寄付等で支えられています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

	個 人	1口 3,000円
賛助会員 年会費	企 業	1口 10,000円
	団 体	

賛助会費や寄付金には税法上の優遇措置があります。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。

有山楓ちゃん事件に関する パネルの製作

2004年(平成16年)11月17日に発生した小学1年女子児童誘拐殺人事件から20年が経ちました。センターでは、「二度と同じ犯罪が起きて欲しくない」「事件を風化させたくない」との思いから、被害者のお父様にご協力ををお願いし、写真のパネルを作りました。パネルは各警察署にお願いし、庁舎等に掲出していただいています。

もし、ご利用いただける機関や団体等がありましたら貸出いたしますので、センターまでご連絡ください。



写真は、奈良西警察署の出入口に掲出された状況

ホンデリング ~ 本でひろがる支援の輪 ~ *ご協力のお願い*

—新型コロナウイルスの影響により申込手続きの変更—

●申込はWebのみの受付となっています。

Web受付(チャリボン)のサイトへいき、必要事項を入力します。支援先→「公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク」を選択一番下の「個別コード」にN13と入力して下さい。

●一回に「5冊以上、5箱まで」お送りいただけます。

お手続き頂くと、ヤマト運輸が集荷に伺います。



以下の本は取り扱いませんので、
ご注意ください。

ISBNのない本、百科辞典、コンビニコミック、
個人出版の本、マンガ雑誌、一般雑誌

ISBNの見本

9870123456789
ISBN978-4-1234-5678-9

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
(公社)なら犯罪被害者支援センター

〒630-8215 奈良市東向中町6番地
奈良県経済俱楽部 経済会館4階

事務局: TEL 0742-26-6935
FAX 0742-95-7560

「ハートニュース 2025年
春号・Vol.39」



発行責任者: 藤本 晃章

編 集: ハートニュース制作委員会